

官報

号外 昭和二十二年十二月六日

○第一回 衆議院會議錄第七十二号

昭和二十二年十二月五日(金曜日)

午後六時二十一分開議

議事日程 第七十二号

昭和二十二年十二月五日(金曜日)

午後二時開議

第一 食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年

度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充

てるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

第三 財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手

当の支給に関する法律案(内閣提出)

第四 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 自由討議 (前会の続)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨四日松岡議長は、片山内閣総理

大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

厚生事務官(厚生大臣官房會計課長) 神谷 秀夫

一、昨四日片山内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

北村徳太郎

國務大臣に任命する

國務大臣 吉米地義三

願に依り本官を免する

國務大臣 北村徳太郎

運輸大臣を命ずる

一、昨四日議長において、特別委員の退職に伴い、次の通り補欠指名した。

水害地対策特別委員 高田弥市君

一、昨四日内閣から提出した議案は次の通りである。

食糧管理法の一部を改正する法律案

案

一、昨四日参議院に送付した本院提出

案は次の通りである。

昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案

一、昨四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案

印紙等模造取締法案

都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案

道路運送法案

簡易生命保険法等の一部を改正する法律案

國の利害に係るある訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律案

案

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を改正する法律案

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 議員生方大吉君より辞表が提出されております。これにつきお諮りしたいと思ひます。

この辞表を朗読いたさせます。

〔参事朗読〕

辭職願

私儀

一身上の都合により辭職致度此段及御願候

昭和二十二年十二月四日

群馬縣第一区選出

衆議院議員 生方 大吉

衆議院議長松岡駒吉殿

○議長(松岡駒吉君) 生方大吉君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 去る十一月二十一日、二十一日の議場内における倉石忠雄君、有田二郎君及び山口六郎次君の行動は、議長においては、はなはだしく不穩當なるものと認め、右三君を懲罰委員會に付します。

第一 食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年

度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充

てるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

第三 財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手

当の支給に関する法律案(内閣提出)

提出

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案、日程第二、食糧管理特別會計が

農業災害補償法により昭和二十二年

度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一

般會計からの繰入金に関する法律案、日

程第三、財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給

官報号外 昭和二十二年十二月六日

衆議院會議錄第七十二号

議長(松岡駒吉君)の報告 議員倉石忠雄君、有田二郎君及び山口六郎次君を懲罰委員會に付する件 食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案外二件

に關する法律案、右三案は同一委員會に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員會理事早稻田柳右エ門君。

食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案

第一條 食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「借入」を「一時借入」に改める。

第四條第二項中「借入金」を「一時借入金」に改める。

第四條ノ二中「及借入金」を「借入金及一時借入金」に、「二百億圓」を「四百億圓」に改める。

第五條中「負擔ニ屬スル證券」の下に「(第三條第二項及第四條第二項ノ規定ニ依リ發行スル證券ヲ除ク)を加え、「(年度内ニ償還スル證券及借入金ノ償還金ヲ除ク)及利子」を「證券、借入金及一時借入金ノ利子」に改める。

第六條中「證券(年度内ニ償還スル證券ヲ除ク)」を「證券(第三條第二項及第四條ノ規定ニ依リ發行スル證券ヲ除ク)」に改め、「(年度内ニ償還スル借入金ヲ除ク)及び

「一般會計及」を削り、「證券及借入金ノ償還金(年度内ニ償還スル證券及借入金ノ償還金ヲ除ク)及利子」を「證券(第三條第二項及第四條第二項ノ規定ニ依リ發行スル證券ヲ除ク)及借入金ノ償還金並證券、借入金及一時借入金ノ利子」に改める。

第六條ノ二を第六條ノ五とする。

第六條ノ二 農林大臣ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫定計算書及國庫債務負擔行爲要求書ヲ作製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條ノ三 本會計ノ歳入歳出豫算ハ歳入ノ性質及歳出ノ目的ニ從ヒ之ヲ款及項ニ區分ス

第六條ノ四 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

前項ノ豫算ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 歳入歳出豫定計算書及國庫債務負擔行爲要求書

二 前年度ノ損益計算書、貸借對照表及財産目録

三 前年度及當該年度ノ豫定損益計算書及豫定貸借對照表

四 國庫債務負擔行爲ニシテ翌

年度以降ニ亙ルモノニ付キ前年度迄ノ支出額及支出額ノ見込並當該年度以降ノ支出豫定額

第八條第二項を削る。

第八條ノ二 農林大臣ハ毎年度歳入歳出豫定計算書ト同一ノ區分ニ依リ本會計ノ歳入歳出決定計算書ヲ作製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第八條ノ三 内閣ハ毎年度本會計ノ歳入歳出決算ヲ作成シ一般會計ノ歳入歳出決算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

前項ノ歳入歳出決算ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 歳入歳出決定計算書

二 當該年度ノ損益計算書、貸借對照表及財産目録

三 債務ニ關スル計算書

第九條 本會計ニ於テ支拂義務ノ發生シタル歳出金ニシテ當該年度内に支出済ト爲ラサリシモノニ係ル歳出豫算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰越ニ付テハ財政法第四十三條ノ規定ニ拘ラス大藏大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要セス

農林大臣第一項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ大藏大臣

及會計検査院ニ之ヲ通知スヘシ第十條中「勅令」を「政令」に改める。

第二條 國有林野事業特別会計法の一部を次のように改正する。

限則第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 この會計において、事業施設費以外の事業費を支弁するため必要があるときは、

當分の間、この會計の負担において、借入金をなし又は融通証券を發行することができ。

前項に規定する借入金及び融通証券は、一年内にこれを償還しなければならぬ。

第一項に規定する借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、國會の議決を経なければならぬ。但し、その限度額は、この會計の資産に屬する製品の當該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならぬ。

第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大藏大臣が、これを行。

第一項に規定する融通証券の償還金の支出に必要な金額は、毎會計年度、これを國債整理基金特別會計に繰り入れなければ

ならない。『第三項の規定の適用については、昭和二十二年年度に限り、同項中「前年度末現在における在庫額」とあるは、「この會計設置の際この會計の資産に組み入れられた製品の額」と読み替えるものとする。』

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

改正前の食糧管理特別会計法第三條第二項の規定により借り入れた借金は、これを改正後の同項の規定により借り入れた一時借入金とみなし、改正前の同法第四條第二項の規定により借り換えた借入金は、これを改正後の同項の規定により借り換えた一時借入金とみなす。

食糧管理特別会計の昭和二十年度及び昭和二十一年度の決算に關しては、なお従前の例による。

食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てゐるための一般

会計からの繰入金に関する法律案
政府は、食糧管理特別会計が、農業災害補償法により、昭和二十二年
度において負担する水稲共済に係る
共済掛金の負担金の財源に充てたるた
め、予算の定めるところにより、一
般会計から食糧管理特別会計に繰入
金をすることができ。

附則

この法律は、農業災害補償法施行
の日から、これを施行する。

食糧管理特別会計が農業災害補償法
により昭和二十二年において負担
する水稲共済に係る共済掛金の負担
金の財源に充てたるための一般会計か
らの繰入金に関する法律案（内閣提
出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

財務局及び税務署に在勤する政府
職員に対する税務特別手当の支給
に関する法律案

政府は、財務局又は税務署に在勤
する官吏、嘱託員及び雇員（以下職
員という。）が所轄廳の長の命により
出張して、國税の調査、検査若しくは
滞納処分業務又はその補助事務に
従事し、その事務に従事した時間が
一日につき五時間を超えた場合に

は、当該職員に対し、その一日につ
き、当該職員の受ける俸給月額又は
給料月額及び大蔵大臣の定める給與
月額合計額の二十五分の一に左に
掲げる割合を乗じて計算した金額を
税務特別手当として支給することが
できる。

一 國税の調査若しくは検査事務又
はその補助事務に従事する場合に
は、四割

二 國税の滞納処分事務又はその補
助事務に従事する場合に、五割
前項の場合において、その事務の
執行に当り当該職員の生命又は身体
に著しい危険を及ぼす虞があると認
められるときは、一日につき五十円
を前項の規定により計算した金額を
加算することができる。

前項の危険の範囲その他税務特別
手当の支給手続に関し必要な事項
は、大蔵大臣がこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十二年十一月
一日から、これを適用する。

財務局及び税務署に在勤する政府職
員に対する税務特別手当の支給に関
する法律案（内閣提出）に関する報告
書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔早稻田柳右エ門君登壇〕

○早稻田柳右エ門君 ただいま議題と
なりました食糧管理特別会計法等の一
部を改正する法律案外二件につきまし
て、委員会における審議の経過並びに
結果を御報告申し上げます。

まず第一案の、食糧管理特別会計法
等の一部を改正する法律案であります
が、これはさきに決定いたしました昭
和二十二年産米及び甘藷の生産價格
の引上げに伴う措置でございます、
すなわち、米及び甘藷等の買入價格の
大幅引上げによつて、現行の食糧管理
特別会計法第四條の二に定めてある食
糧証券の発行限度額二百億円をもつて
いたしましては、食糧買入れの円滑な
操作が不可能であります關係上、今回
この限度額を四百億円に引上げる必要
がありますので、これに関する所要の
改正を行わんとするものであります。
なお、この機会に、食糧管理特別会計
法の規定内容を、さきに制定いたしま
した財政法の規定の趣旨に適合するよ
うに、所要の改正を加えんとするもの
であります。

次に、國有林野事業特別会計法の一
部を改正する法律案について申し上げ
ますと、國有林野事業特別会計は、本
年度新たに設置されました会計でござ
いまして、その收支の状況は、價格改
訂等に基づく人件費、物件費の増嵩によ
つて歳出の増加を必要とする反面、業
務収入の増加がこれを賄うに足りない
状況であります。従つて、当初予算に
おいて計上いたしました一般会計に対
する益金の繰入れも不可能となるのみ
ならず、歳入不足を招来する状態とな
つてまいつたのでございます。従つ
て、この際さしあたりの措置として、
今回この会計の製品の前年度比較増加
額を見返りとしたしまして借入金をして
たし、斫伐に要する経費等を支弁し、
この会計の運営を円滑にいたさんとす
るものであります。

次に、食糧管理特別会計が農業災害
補償法により昭和二十二年において
負担する水稲共済に係る共済掛金の負
担金の財源に充てたるための一般会計か
らの繰入金に関する法律案について御
説明を申し上げます。

食糧管理特別会計におきましては、
今期國會において成立いたしました農
業災害補償法第十二條第一項の規定に
よりまして、農業共済組合の組合員の
支拂うこととなります水稲の共済掛金
の一部を負担することになるのであり
まして、その負担金につきましては、
さらに食糧の消費者に負担せしめる旨
が規定されてあるのですが、本
二十二年における負担金につきまし
ては、これを消費者に負担させること
は困難な実情にありますので、同法の
附則第五十條をもつて特段の規定を
設けて、消費者に負担せしめないこと
としたました關係上、六億百十数万
円の負担金は、事実上食糧管理特別会
計の負担となる筋合であります。同
会計收支の現状よりしましては、その
負担金の財源は、これを一般会計から
繰入れるのやむない実情にあるのであ
ります。しかして、この繰入れをいたし
ますには、法律をもつてその旨の規定
を設ける必要がありますので、こ
の法律が提出された次第であります。
この両法案は、去る十二月三日提案
の理由の説明を聴き、翌四日と二日間
にわたつて審議いたしました。別に
異論もなく、討論を省略、採決いたし
ましたところ、全会一致をもつて可決
いたしましたのであります。

次に財務局及び税務署に在勤する政
府職員に対する税務特別手当の支給に
関する法律案について簡単に申し上げ
ます。

税務職員の従事する國税の調査、検

査または滞納処分事務等が、納税者の各般にわたる業務の実態を捕え、これを複雑な税法に従つて処理していくというところについては、相当高度の知識と技術を要するのであります。また個人の機密に属する金銭的問題に深く立ち入る関係上、困難の多い仕事なのであります。特に最近インフレの高進に伴い、所得階層に激変を來してゐるにもかかわらず、國民經濟の相当部分がやみに依存してゐるため、課税物件を的確に捕捉して、課税の適正公平をはかることは、きわめて困難となつております。さらに、國民の租税負担が最近の財政事情により著しく加重せらるる一方、國民生活が最近における社会情勢により窮迫を告げてゐる關係上、税務職員の仕事執行上、金錢的誘惑はもとより、身体または生命に対する危険の発生する場合が少なくない現状にあるのであります。かかる現状にあつて、なお本年度下半期に千九百億圓程度の租税収入を確保し、百億圓を突破する滞納額を整理することは、まことに容易ならざることであるのであります。

以上、これと同時に、税務職員の官紀を大いに振奮するとともに、その志氣を鼓舞し、もつて課税の徹底を期したい所存であります。かかる現状に鑑み、この際税務職員に対し、その職務に精勵し得るように、その職責に應ずる特別の手当を支給し、大いに事務能率の維持向上をはからんとするものであります。

以下、本案の内容を申し上げますと、税務職員が出張して、國税の調査、検査事務に従事するときは、その従事日数一日につき、その職員の受ける本俸、暫定加給及び暫定加給臨時増給の日額四割を、また滞納処分事務に従事いたします場合は、その五割を支給することとし、これら事務の執行にあたり、その者の生命または身体に著しい危険を及ぼすおそれがあると認められました場合は、一日につき、さらに五十圓を加算して支給することとし、本年十一月一日にさかのぼつて実施することと相なつております。なお、これにより必要な経費は、本年度において八千二百萬圓、平年度において一億九千八百萬圓の見込みで、本年度分の経費につきましては、近く提出される予定になつてゐる補正予算に計上いたしてあります。

本案は、十二月二日本委員会に付託されまして、四日提案理由の説明を聴取し、ただちに審議にはいつたのであります。二、三簡単な質問があつた後、税務職員の待遇改善とともに、一方において、最近悪化しつつある税務職員の徴税態度の肅正を要望する旨の希望意見等が述べられ、続いて討論を省略して採決をいたしました。全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

以上、簡單であります。委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 三案を一括して採決いたします。三案の委員長報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決されました。(拍手)

第四 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第四、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めま

す。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「その協議が調わないときは、関係地方公共團體の議会の意見を聴き、内務大臣がこれを定める。」を削る。

第七條第一項乃至第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改め、同條第四項後段を削る。

第八條第二項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第十八條第二項中「市町村に対し特別の関係のある者」を「天災事変等に因り他の市町村の区域内に住所を移した者その他の者で当該市町村に対し特別の関係のあるもの」に改める。

第二十五條第二項乃至第四項中「第五十九條第二項」を「第五十九條第四項」に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、普通地方公共團體の選挙(第六十五條第一項の選挙を除く。)を行う場合にお

いて、当該市町村における衆議院議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登載されていない者で普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙権を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製し、その指定した場所においてこれを関係人の縦覧に供さなければならない。

選挙権の要件は、補充選挙人名簿調製の期日によりこれを調査しなければならぬ。この場合において第十八條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日によりこれを算定しなければならない。

同條第四項を削り、同條第六項を次のように改める。

補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

前條第三項の規定により都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合には、前項の期日及び期間等は、同項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

第二十七條第二項中「前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内にこれを決定しなければならぬ。」を「前項の申立を受けた場合において、」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

確定判決により補充選挙人名簿を修正しなければならないときは、委員会において、直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

委員会は、毎年十二月二十日の現在により補充選挙人名簿を整理して作製し直さなければならない。

第三十條第一項中「選挙の期日前三日までに」を「都道府県及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日までに」に改め、同條第三項の次に次の三項を加える。

同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係る者は、三人以上投票立会人となることとなつてはならない。

第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の

規定にかかわらず、届出により直ちに投票立会人となる場合にあつてはその者の中で投票管理者がくじで定めた者二人、互選により投票立会人を定める場合にあつては得票最多数の者二人（二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、投票管理者がくじで定めた者）以外の者は、投票立会人となることができない。

第二項、第三項又は前項の規定により投票立会人が定まつた後同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係る投票立会人が三人以上となつたときは、投票管理者がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

同條第四項中「互選」の下に「又は第五項の規定によるくじ」を加え、同條第五項中「互選」の下に「又は第五項若しくは第六項の規定によるくじ」を加え、同條第七項に左の但書を加える。

但し、第二項の規定による投票立会人を届け出た候補者の属し又は投票管理者の選任した投票立会人の属する政党その他の団体と同一の政党その他の団体に属する者を当該候補者の届出に係る投票立会人又は投票管理者の選任に係る

投票立会人と通じて三人以上選任することができない。

第三十二條第三項中「できない者の投票については」を「できない選挙人は」に、「政令で特別の規定を設けることができる。」を「投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をして候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。」に改める。

第三十四條中「その従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める」を「左に掲げる」に改め、同條に次の三号を加える。

一 選挙人がその属する投票区のある都市の区域外（選挙に係るのある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある都市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

三 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠若し

くは不具のため又は産褥に在るため歩行が著しく困難であるべきこと。

第五十條第四項を削る。

第五十一條中「第二項及び第三項」を削る。

第五十三條第三項中「選挙の期日前三日までに」を「都道府県及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日までに」に改め、同項の次に次の五項を加える。

普通地方公共団体の長の選挙について前三項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、選挙の期日の前日まで候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第二十四條第四項又は第五項の規定により告示した期日後五日に当る日にこれを延期するものとす

る。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県の選挙と市町村長の選挙

を同時に行う場合において市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、都道府県知事の選挙について第四項に規定する事由を生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第四項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わせなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により普通地方公共団体の選挙を同時に行う場合において、普通地方公共団体の長の選挙について第四項に規定する事由が生じた場合に、必要事項は、前項の規定に該当する場合を除く外、政

令でこれを定める。

第四項及び第六項の場合においては、これらの規定による告示があつた日から都道府県知事又は市長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで、第一項又は第二項の例により、候補者の届出又は推薦届出をすることができ

る。

同條第六項中「第三項の下に」、第八項を加える。

第五十六條第二項乃至第四項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第五十八條第一項を次のように改める。

普通地方公共団体の議会の議員の選挙において第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共団体の長の選挙において同條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届出があつた候補者が一人であるときは、投票は、これを行わない。

第五十九條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所氏名及び得票数、その選挙にお

ける各候補者の得票数その他選挙の次第を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の住所氏名を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

当選人がないとき、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十一條第三項第一号中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第六十三條第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第六十五條第一項中「第二項」を「第四項」に改め、「第三項の下に」又は「第八項」を加え、同條第二項中「第二項」を「第四項」に改め、同條第四項の次に次の五項を加える。

第一項の選挙において第三項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日の前日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、第三項の規定により告示した期日後、五日に当る日にこれを延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会

に報告しなければならない。

都道府県知事選挙について第五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二）以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わせなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、そのいずれかの選挙について第五項に規定する事由が生じた場合に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第五項及び第七項の場合又は第一項の選挙において第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合においては、その一人の候補者及び第一項又は第四項の規定に

より候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人を以て候補者とする。得票数が同数であるため得票数によつては候補者を定めることができないときは、選挙管理委員会がくじでこれを定める。

同條第七項前段を次のように改める。

第一項の選挙について、第五項に規定する事由が生じた場合又は第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合において、第九項の規定によりあらたに候補者となる者がいないとき、又は同項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。

同條第八項中「第七項」を「第十項」に改める。

第六十六條第一項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第四項」に、同條第五項中「第一項若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

第六十八條第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第七十二條に次の二項を加える。

衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、これを準用しない。

前項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定により都道府県知事の選挙につき選挙事務所を五箇所まで設置することのできる都道府県及び選挙事務所の数は、地方自治委員会がこれを定める。

第七十七條及び第八十二條中「内務大臣を」地方自治委員会に改める。

第八十四條に次の但書を加える。

但し、第五十八條第五項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

第八十六條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第九十一條第三項但書中「但し、」の下に「第七條第一項乃至第三項の規定による処分により」を加え、「増加」を「増減」に、「同項」を「第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

前項但書の規定により議員の定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数が第一項の定数を超過しているときは、同項の規定にかかわらず、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに應じて、その定数は、同項の定数に至るまで減少するものとする。

第九十六條第一項第八号中「団体等」を「公共的団体等」に改める。

第九十七條に次の一項を加える。

議会は、歳入歳出予算について、増額してこれを議決すること妨げない。但し、普通地方公共団体の長の歳入歳出予算の提出の権限を侵すことはできない。

第百條第一項の次に次の三項を加える。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に関する規定は、この限りでない。

前項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條に次の四項を加える。

政府は、予算の範囲内において、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認められる政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、公報及び適當と認める刊行物を他の都道府県の議会に送付しなければならない。

普通地方公共団体は、議員の調査研究に資するため、條例で議会に図書室を附置しなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第百四條中「議事を整理し、」の下に「議会の事務を統理し、」を加える。

第百十三條中「議事を開き議決す

る」を「會議を開く」に改める。

第百二十三條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第百四十六條 主務大臣は、國の機関としての都道府県知事の権限に

属する行政事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣若しくは地方自治委員会の処分違反するものがあると認めるとき、又はその行政事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、文書を以て、当該都道府県知事に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行うべき事項を命令することができる。

主務大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、東京高等裁判所に対し、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

主務大臣は、東京高等裁判所に對し、前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、東京高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

東京高等裁判所は、第百四十六條の

定による請求を受けたときは、審理の期日に当事者を呼び出さなければならない。審理の期日は、同項の規定による請求を受けた日から十五日以内とする。

東京高等裁判所は、主務大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

主務大臣は、都道府県知事が前項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、東京高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は十日以内に当事者を呼び出して審理をしなければならない。

主務大臣は、前項の確認の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて当該事項を行うことができる。

内閣総理大臣は、第六項の確認の裁判があつたときは、当該都道府県知事を罷免することとなる。

第六項の確認の裁判があつた場合においては、都道府県知事は、その後第五項の裁判に従い当該事項を行つたことを証明して、東京高等裁判所に對し、前項の規定による内閣総理大臣の権限を消滅させる裁判を請求することができ

る。
第五項又は第六項の裁判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止の効力を有しない。

都道府県知事は、國の機関としての市町村長の権限に属する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣、地方自治委員会若しくは都道府県知事の処分に違反するものがあると認める場合又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認める場合においては、前十一項の例により、その行すべき事項を命令し、当該市町村の区域を管轄する地方裁判所の裁判を請求し若しくは当該市町村長に代つて当該事項を行い、又はこれを罷免すること

ができる。
第八項又は前項の規定により罷免された者は、その日から二年間、都道府県に属する國の官吏となり、又は地方公共団体の公職に就くことができない。

第八項又は第十二項の規定による罷免に對する不服の訴は、その罷免の通知のあつた日から三十日以内にこれを提起しなければなら

ない。
第八項又は第十二項の規定による罷免に對する不服の訴は、都道府県知事にあつては東京高等裁判所、市町村長にあつては当該市町村の区域を管轄する高等裁判所の管轄に專屬する。

前項の規定により普通地方公共団体の長の罷免を不当とする裁判があつたときは、罷免された者は、その裁判が確定した日から、第十三項の規定により失つた資格を回復する。

第二項、第四項乃至第六項、第九項及び第十二項の規定による裁判の請求、審理及び裁判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前十七項の規定は、他の法律中にこれらに相當する規定がある場合に

合においては、これを適用しない。

第五十四條 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

第五十六條第一項中「警察署その他の」を削り、同條第三項中「行政機関」を「地方行政機関」に改め、同條に次の二項を加える。

國の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本條中に同じ。）は、國會の承認を経なければ、これを設けてはならない。國の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、國においてこれを負担しなければなら

ない。
前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、鉄道現業官署、電信、電話及び郵便官署（簡易保険及び貯金官署を含む。）、文教施設、國立の病院及び療養施設、航行施設、氣象官署、水路官署、港湾建設機関、営林署並びに専ら國費を以て行う工事の施行機関については、これを適用しない。

第五十九條第二項中「千円」を「二千円」に改める。
第七十二條に次の一項を加える。

第一項の吏員に關する職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に關しては、この法律及びこれに

基く政令に定めるものを除く外、別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

第七十五條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第八十三條第四項中「第二項若しくは第三項の規定による処分又はこれに關する判決」を「第二項の規定による判決」に改める。

第九十二條中「法律」を「普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

第九十三條中「委員長」の下に「第七十二條第四項の規定は選舉管理委員會の書記に」を加える。

第二百一條中「監督委員」を「監査委員に、第七十二條第四項の規定は監査委員の事務を補助する書記」に改める。

第二百四條第一項及び第二百五條中「法律」を「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

改める。

第二百二十條に次の一項を加える。

國が普通地方公共団体の財産又は營造物を使用するときは、國庫においてその使用料を負担しなければなら

ない。但し、当該普通地方公共団体の議會の同意があつた場合は、この限りでない。
第二百二十二條に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務につき、手数料を徴收することができる。

前項の手数料は、当該普通地方公共団体の收入とする。

第二百二十三條第一項中「手数料」を「前條第一項の手数料」に、「條例で」を「條例で、同條第二項の手数料の徴收を免れた者については規則で」に改め、同條第三項中「手数料」を「前條第一項の手数料」に、「條例で」を「條例で、同條第二項の手数料の徴收に關して

は規則で「に改める。

第二百二十六條に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、地方債を起すについては、所轄行政廳の許可を必要としない。但し、第二百五十條の規定の適用はあるものとする。

第二百二十八條に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長若しくはその補助機關たる職員又は選挙管理委員会が國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を執行するため要する経費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体がこれを出す義務を負う。

第二百二十九條第一項を削り、同條第二項中「の長」を「又はその長」に、「職員又は」を「職員若しくは」に改める。

第二百三十八條中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第二百四十二條第二項中「都道府縣にあつては翌年度の通常予算を議する會議、市町村にあつては」を削り、同條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

官報号外 昭和二十二年十二月六日 衆議院會議録第七十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

第二百五十條中「変更しようとするときは、」の下に「当分の間、」を加える。

第二百五十一條中「第九十一條第二項」の下に「及び」を加え、「第五百五十五條第一項及び第二項、」及び「並びに第二百二十三條第一項乃至第三項」を削る。

第二百五十九條第一項及び第三項、第二百六十條第二項並びに第二百六十一條第一項、第二項、第四項及び第五項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第二百六十五條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改め、同條第五項後段を削る。

第二百七十七條中「第九十一條の下に」第一項及び第三項本文を加える。

第二百八十四條第一項、第二百八十六條第一項及び第二百八十八條第一項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第二百八十九條後段を削る。

第二百九十三條中「、第二百八十八條及び第二百八十九條を、及び第二百八十八條に改める。

第二百九十八條第一項中「都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事の許可を得て、」を削り、「設けることができる。」の下に「この場合においては、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては地方自治委員会、その他のものにあつては都道府縣知事（二以上の都道府縣の区域にわたるものにあつては地方自治委員会）に届出をしなければならぬ。」を加え、同條第二項を次のように改める。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第三百條第一項中「一人」を「二人以内」に改め、「長の中から」の下に「毎年一回」を加え、同項の次に次の三項を加える。

会長及び副会長は、後任者が就任する時まで在任する。

会長が欠けたときは、規約の定めるところにより、副会長が会長となるものとする。この場合においては、会長は、前任者の残任期間在任する。

会長及び副会長がともに欠けたときは、第一項の規定にかかわらず、更に互選するものとする。

第三百四條 地方公共団体の協議会

を廃止し、これに加入する地方公共団体の数を増減し又は協議会の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によらなければならない。この場合においては、第二百九十八條第一項の例により、地方自治委員会又は都道府縣知事に届出をしなければならない。

第二百九十八條第二項の規定は、前項の協議にこれを準用する。

附則第一條但書中「警察署」を削り、同條に次の一項を加える。

別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までに、これを制定しなければならない。

附則第五條第一項中「別に法律」を「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

附則第七條第一項中「警察署」を削る。

附則第九條中「別に法律」を「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、附則

第四條（昭和二十二年法律第二号第三條に關する部分を除く。）は、同年十二月二十日から、これを施行する。

第二條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第七十六條、第七十九條、第二項及び第八十六條中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第九條及び第九條ノ二中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九條第一項、第九十七條、第九十八條第一項、第九十四條及び第九十四條ノ二第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第三條 参議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十三條、第七十一條第二項、第七十五條但書、第八十條第一項、第八十一條及び第八十二條第一項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第八十三條中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四條 昭和二十二年法律第二号（衆議院議員選挙法第十二條の特

例等に関する件)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十一年法律第三十号(衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する件)第一條の規定による」とを「衆議院議員選挙法第十二條第一項の規定により昭和二十二年九月十五日の現在で調製する」と、「市区町村会議員選挙管理委員会」を「市町村の選挙管理委員会」に改め、「本人の」を削り、同條第二項中「市区町村(これに準ずるものを含む。以下これに同じ。)」を「市町村(特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下これに同じ。)」に、「市区」町村の区域を「市町村の区域(特別区については特別区の存する区域)」に、「住居を住所」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の選挙人名簿を調製する場合においては、衆議院議員選挙法第五條第一項及び第十二條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日によりこれを算定する。

同條第四項中「東京都制第九十三條ノ十三第一項、道府県制第七十四條ノ十三第一項、市制第七十

三條ノ九第一項、町村制第六十一條ノ八第一項及び第三百三十六條並びに東京都制施行令第七十八條ノ十第一項の規定による選挙」を「地方自治法第六十五條第二項の規定による選挙(特別区並びに全部事務組合及び役場事務組合におけるこれに相当する選挙を含む。)」に改める。

第二條第一項中「東京都制第十六條ノ十一第一項、市制第二十條ノ二第一項及び町村制第十七條ノ二第一項」を「地方自治法第二十六條第一項及び第二項」に改める。

第三條を削る。

第五條 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

(坂東幸太郎君登壇)

○坂東幸太郎君 たいだいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本改正案は、去る十月十一日本委員会に付託され、十月十六日内務大臣及

び政府委員から提案理由の説明を聴取いたしました。後五回にわたり慎重審議いたしました結果、十月三十日、一應質疑を終了したのであります。内務省解任に伴う関係法規が未決定であり、また地方自治法全般に対し修正をする必要が生じたので、今日までその審査の終了を延ばしておつたような次第であります。

まず、本改正案の要旨を申し上げますと、第一には選挙に関する規定でありまして、その一は、特別選挙権を附與する基準についての規定及び選挙人名簿の調製に關し有権者をき得る限り漏れなく名簿に載せるために、従来の定時名簿主義を改めまして、随時名簿主義を採用するとともに、選挙権の要件たる年齢及び住所の期間は、選挙の期日によりこれを算定するようにいたしました。もつて選挙の民主化をはからんとするのであります。

その二は、選挙の公正を確保するために、同一の政党その他の関係団体に属する候補者の届出たものが三人以上各種立会人となることを禁止いたしました。各政党の公正な立会のもとに選挙手続を執行せしめ、少数派の利益をも保護するに支障がないようにしたのであります。

その三は、都道府県及び市町村長等地方公共団体の長の選挙またはその決選投票において、立候補の届出期間経過後または決選投票の期日が決定してから選挙の期日の前日までに候補者が死亡し、または候補者たることを辞したために候補者が一人となつたときは、選挙の期日を原則として延期し、さらに補充立候補の届出をさせ、または最初決選投票の候補者となることのできなかつた第三位以下の次順位の者を候補者に加えて選挙を行うこととし、なるべく偶然の事情により無投票当選となることを避け、できるだけ選挙人の投票によつて当選者を決定させようとしたのであります。

その四は、町村の選挙につきまして、その選挙の実際から考え、立会人の届出期間及び補充立候補の届出期間を一日延長し、選挙の期日前二日までとしたのであります。

第二は、議決機関及び執行機関に關する規定でありまして、その一は、地方行政機関の設置の最近の傾向が、地方自治を損うことの少くないという点に鑑みまして、政府が今後新たに國の地方行政機関を設けようとするときは、一定の機関以外のものはすべて國會の承認を経なければならぬこととし、か

くのごとき國の行政機関の設置及び運営に要する各費用は國が負担することの原則を明かにしたのであります。

その二は、都道府県知事及び市町村長のいわゆる彈劾に關する制度の改正に關してでありまして、國の機関たる地位における都道府県知事が、法令の規定または主務大臣の処分違反することがあると認める等の場合においては、主務大臣は文書をもつて当該事項を行うべきことを命じ、これに従わな

いときは、東京高等裁判所に当該事項を行うべき旨の裁判を請求し、その裁判にも従わなるときは、東京高等裁判所に對し事實の確證を求めた上、みづから代執行をし、または内閣総理大臣においてこれを罷免することができるといたしました。また市町村に對しては、地方裁判所の裁判を基礎として、これに對して必要な事項の執行を命じ、代執行をなし、またはこれを罷免することができるといたしましたのであります。

その三は、地方公共団体の議會が、当該地方公共団体の事務に關する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合、新たに偽証罪の規定を設けたのであります。

その四は、地方公共団体の議會の積

極的な活動を助長するために、政府は予算の範囲内において、都道府県の議会に對して官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に對して官報及び市町村に關係があると認める刊行物を送付するとともに、都道府県相互の間においては、公報及び適當と認める刊行物を他の都道府県の議会に送付することとし、また地方議会には必ず図書室を附置することとしたのであります。

その五は、地方議会の円滑な運営をはかるために、地方議会は都道府県知事及び市町村長の予算編成権を侵害しない限度において予算の増額修正の権限を有することを、明文をもつて規定したのであります。

第三に、財務に関する規定であります。その一は、地方公共団体に對し國の事務をいわゆる團體委任いたす場合におきまして、これに要する経費の財源について必要な措置を講じ、もつて地方財政の過重なる負担を避け、財政自主権の保障を厚からしめんとするとともに、國の行政機關が地方の公共團體の財産または營造物を使用するときは、当該團體の議会の同意がある場合のほかは、必ず國庫においてその使用料を負担すべき旨を明らかにしたのであります。

その二は、地方債を不要許可とし、自由借入の建前をとることは、地方公共團體の自主自律を重んじ、地方公共團體の活動を活発ならしめるわけであり、現下の地方財政の実情及び金融界の状況等諸般の事情を考慮いたしまして、原則としては許可を必要としないが、当分の間所轄行政官廳の許可を受けなければならないこととしたのであります。

第四に、その他の改正事項といたしましては、地方公共團體の廢置分合及び境界変更は、法律または行政処分によつて行われるのであります。この場合において、關係地方公共團體の有する財産処分は、現在關係地方公共團體が協議してこれを定め、もしその協議が整わないときは、内務大臣または都道府県知事がこれを定めることになつておりますが、これは適當ではないので、この種の規定を廢止することとし、廢置分合または境界変更は、必ず財産処分について協議が整つた上でこれを行うことを明らかにするとともに、また地方公共團體の自主性を尊重する趣旨より、支應及び地方事務所の設置に関する條例並びに分担金、使用料及び手数料に関する條例は、不要許可としたのであります。以上が、

本改正案の要旨であります。

次に、本委員会において行われました質疑應答のおもなる二、三のものを申し上げますと、第一には、地方選挙に關し、従来の定時名簿主義をやめ、補充選挙人名簿の調製を選挙の都度行おうとすることは、選挙に参加し得る選挙人の範囲を拡大することになるから、選挙の民主化の上からいつても結構なことであるが、選挙の都度補充選挙人名簿を調製するために、その手数が多くかかり、そのために脱漏がでたり、二重投票ということが起りはしないかという質疑がございましたが、これに對して政府の答弁は、地方選挙のときの名簿は、定時名簿たる衆議院議員選挙のときの名簿を基礎として補充選挙人名簿をつくるのであるから、その補充する部分はおくわずかであるゆえに、大した手数はかからず、従つて脱漏や二重投票等の事柄も起らないと思ふということでありました。

第二は、地方公共團體の長の決選投票または選挙において、一旦有競争の状況にあつたにかかわらず、事情により候補者が一人となつたとき、無投票当選とせず、選挙の期日を五日間延期して、第三位の得票者を候補者とし、または新たに補充立候補者を認めると

言いが、五日間という短かい期間では、はたして立候補した人の力を十分に發揮させ、選挙人が立候補者について十分知り得るや否やについて疑問があるから、選挙の延長期間をもう少し延ばしたいかんとするところの意見がありましたが、これに對して、政府としては、選挙をあまり長く延ばしておくことはいかかと思ふ、かつまたあまり長くすると、前から立候補している人の負担を多くさせることになるから、五日間ぐらいの延長が適當と思うとの答弁がありました。

第三に、都道府県知事に対する彈劾の制度について、司法裁判所が行政上の行為について事実の認定を行うことはいかかかと思ふとの意見がありましたが、これに對しては、裁判所は行政官廳の命令をその前提として事実の認定を行うのであるから、司法権が行政作用を行うものでない旨の答弁がありましたが、また事実の認定については、彈劾裁判所によらず、煩雜な手数を避けて司法裁判所の確認によることは、府

縣知事及び市町村長の身分に關して不安を抱かせるものではないかとの質疑に對しましては、政府は國の機關としての都道府県知事及び市町村長の権限に屬する事項についてのみ、法令の規

定または主務大臣の処分違反することがある場合に彈劾の事柄が起るのであり、またその手続を慎重にするために、催告を行つた上裁判所の判定をまつのであり、その結果、事実の確認を得た上で代執行なり罷免をするのであるから、その身分について不安はないといふのであります。なお東京高等裁判所所裁判を行うことは、遠くの知事にとつて非常に不便であるから、東京高等裁判所と限定しない方がよいという意見がありました。これに對して、政府においては、裁判の実例統一と、主務大臣が東京を離れて地方へ行くことは困難なために、東京高等裁判所としたという答弁があつたのであります。

その他種々なる観点より質疑應答が交されたのでありますが、その中途におきまして、政府提出の改正案のみならず、地方自治法全條にわたり根本的検討を加える必要が生じてまいりました。ここに大修正を行うことになり、十二月四日の委員会におきまして、委員長より修正案が提出されたのであります。

修正案のおもなる点を申し上げますと、第一に選挙に関する規定でありまして、その一は、特別選挙権につい

てであります。市町村と特別の関係あるものに対して議会の議決により選挙権を興えることは、いさゝか不都合も考えられるので、かかる規定を削除いたし、海外引揚者及び天災事変等により住所を移したものである限り、選挙管理委員会に申請することにより、ただちに選挙権を取得することができるとしたのであります。

その二は、普通地方公共団体の議員及び長の欠員の状態を長くおくことは好ましくないもので、その選挙を行ふべき事項が生じたときは、その日から六十日以内において速やかに行われなければならないものとし、また同趣旨からいつて、長の選挙に関する訴訟の採決は六十日以内、訴訟の裁決は百日以内にするように努めるものとしたのであります。

第二に、議決機関及び執行機関に関する規定であります。その一は、市町村の廢置分合及び境界変更、郡の区域及び名称の変更並びに郡の区域の境界にわたつて設置された町村の属すべき区域等は、地方分権の趣旨を徹底いたしますために、関係市町村の申請に基づいて、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを決定し、内閣総理大臣に届け出るものとしたのであります。また都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更については、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、内閣総理大臣がこれを定めることとし、町または字の区域または名称の変更等は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならないものとしたのであります。

その二は、その一の修正に伴ひまして、市及び町の設置が各府縣においてあまり異なることはいかかかと考えられましたので、市となるべき要件は法律でこれを定め、町となるべき要件は、当該都道府県の條例でこれを定めることにいたしましたのであります。

その三は、地方公共団体の議會が、当該地方公共団体の事務に関する調査を十分行ふことができるようにするために、証人に対する偽証罪の規定のみではなく、さらに調査のために出頭した記録の提出を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに議會に出頭せず、もしくは記録の提出をしないとき、または証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮または五千円以下の罰金に処するが公務員たる選挙人その他の関係人が公務員たる場合は、当該官公署の承認を必要とすることにいたしました。また國家秘密の漏洩に対する考慮をいたしたのであります。また議會は、これらの選挙人その他の関係人が不出頭、証言もしくは記録の提出の拒絶または偽証の罪を犯したと認めるときは、告発しなければならぬものとし、議會の調査が終了前に自白したときは、告発しないことができることとしたのであります。

その四は、地方議會の活発なる活動を助長するために調査を行う必要があり、そのためには経費を要するので、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費を定めておかねばならないものとしたのであります。

その五は、都道府県知事の罷免の前提となる裁判は東京高等裁判所となつておりますが、これは被告たる知事が

みな東京まで出てこなければならず、受当でないと思うので、裁判の性質上、被告たる都道府県知事の住所を管轄する高等裁判所において行ふこととしたのであります。

その六は、地方自治の本旨に鑑みまして、第一に、地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、その事務に關し條例を制定することができることとし、この條例の規定に違反した者に對しては、一年以下の懲役、禁錮、十萬円以下の罰金、拘留、科料及び沒收の刑を科することとし、第二には、地方公共団体の規則は、法令に違反しない限りにおいてこれを定めることができる旨を明らかにし、規則に違反した者に對しては、規則で二千円以下の過料を科することができることとしたのであります。

その七は、道府縣が部を設ける場合、各府縣においてあまり統一性を欠くことはいかかと思はれるので、法律で一定した、必ず置かなければならぬ部と、各道府縣の特別の必要から條例で置くことができる部との二種類に限定したのであります。

第三に、財政に関する規定であります。その一は、いわゆる財政白書に關する規定でありまして、地方財政の状況を明白にすることは、地方自治の建前からいつても必要なので、普通公共団体の長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上財政の状況を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならぬものとしたのであります。

その二は、私人の公金取扱及び營業免許等に関する規定であり

ますが、私人または私的團體が公金の徴収及び支拂いを行うことは、いろいろ思はしむる事柄が起りやすいので、地方公共団体の長は、法律の定める場合を除いてはこれを行はせないこととして、また同趣旨に基いて、私人または私的團體の營業の免許その他これに類する処分等に関する規定はならないこととしたのであります。

第四に、その他の規定をいたしまして、その一は、特別市に関する規定であります。特別市の指定に關する法律に對する投票は、当該都市のみであるか、あるいは關係都道府縣の選挙人によるか、明白でなかつたのであります。都道府縣にも關係が深い問題なので、種々の事情を勘案した結果、關係都道府縣の選挙人の賛否の投票に付さなければならぬものとしたのであります。

その二は、地方公共団体の協議会の制度についてであります。協議会は各地方公共団体の自治的機關である性質に鑑みまして、これを法律で規定することをやめた次第であります。

その三は、内務省解任に伴ひ改正せねばならない規定を、この際すべて整理した次第であります。

以上が、修正案のおもなる点であります。本修正では、單に地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正のみでなく、地方自治法全條に對する大修正であり、各方面の意見をも参酌して決定したのであります。

地方自治法の一部を改正する法律案は、治安及び地方制度委員会におきまして修正議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○安平鹿一君 自由討議はこれを延期し、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

出席國務大臣 大藏大臣 栗栖 越夫君
出席政府委員 内務政務次官 長野 長廣君
内務事務官 林 敬三君
農林政務次官 井上 良次君

定價 一部 一円四十銭

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇
印刷局 書課